

衆議院法務委員会ニュース

【第208回国会】令和4年4月22日（金）、第11回の委員会が開かれました。

1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

- ・古川法務大臣、津島法務副大臣、加田法務大臣政務官、鰐淵文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）田所嘉徳君（自民）、福重隆浩君（公明）、鎌田さゆり君（立民）、米山隆一君（立民）、市村浩一郎君（維新）、阿部弘樹君（維新）、鈴木義弘君（国民）、鈴木庸介君（立民）、山田勝彦君（立民）、階猛君（立民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

田所嘉徳君（自民）

- （1） ウクライナ避難民の受入れ状況と難民条約上の難民に該当しない者を保護する制度的裏付けについての法務副大臣の見解
- （2） 不法残留者の入国時における在留資格と摘発に向けた取組
- （3） 難民認定制度
 - ア 入管法における難民認定申請手続中の送還停止効の規定と送還忌避者を送還できないことの関係についての出入国在留管理庁の見解
 - イ 重大犯罪で有罪判決を受けた者においても送還停止効の規定が適用されることの確認
 - ウ 不法残留者であって難民認定申請を繰り返しているものの最多申請回数と最長不法残留期間
 - エ 難民認定申請者の入国時における在留資格ごとの割合
 - オ 「正規在留中に難民認定申請をした者に対し申請から6月経過後に就労可能な在留資格を付与する」運用として難民申請が急増した平成22年から29年の間の難民申請者数とその後の運用の見直しによる効果についての出入国在留管理庁の見解
- （4） 仮放免者に対する身元保証人による管理の実態についての出入国在留管理庁の見解
- （5） 送還忌避者の早期の送還実現など、出入国在留管理は厳格な法制度に基づき行われるべきであるとの意見に対する法務大臣の見解
- （6） 昨年の不動産登記法の改正により導入される所有不動産記録証明制度における個人のプライバシー保護への配慮の検証状況についての法務副大臣の見解

福重隆浩君（公明）

- （1） 前科による資格制限
 - ア 法務省「前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループ」における検討の内容
 - イ 個々の資格制限の趣旨を踏まえて資格制限の緩和を検討する必要性
- （2） ソーシャル・インパクト・ボンド
 - ア 法務省が実施している「ソーシャル・インパクト・ボンドによる非行少年への学習支援事業」の概要
 - イ 同事業における成果指標及びその設定の考え方
- （3） サイバー攻撃
 - ア サイバーセキュリティ戦略におけるサイバー攻撃に対する政府の取組の内容
 - イ サイバー攻撃対策についての中小企業支援の内容
 - ウ 東京オリンピック・パラリンピックにおけるサイバー攻撃の状況及びこれらを教訓とした今後の政府の対応

鎌田さゆり君（立民）

- (1) ロシアによるウクライナ侵略
 - ア ウクライナ避難民の支援に関連してポーランドを訪問した法務副大臣の感想及び今後の課題等についての見解
 - イ 法務副大臣の出張の成果を踏まえてウクライナ避難民への支援を積極的に行う必要性についての法務大臣の見解
 - ウ ポーランド出張の際に日本からの支援物資を政府専用機で輸送することができなかったか否かの事実関係等の確認
 - エ 日本からの支援物資を自衛隊機で搬送することについての閣議決定があったか否かの確認
 - オ ウクライナからの避難民の支援を行う政府の組織体制
 - カ 政府専用機の予備機に搭乗したウクライナ避難民を20名とした決定過程
 - キ ウクライナ避難民20名が搭乗した政府専用機予備機の搭乗可能人数
 - ク 日本政府が無償で日本への渡航手段を提供することの周知を行った方法と結果として20名が搭乗者となった経緯
 - ケ 与野党を超えたウクライナ避難民への支援の必要性についての法務大臣の見解
- (2) 一昨年インターネット上の誹謗中傷による女子プロレスラー自殺の事案の背景
- (3) 18歳及び19歳の者のAV出演契約と未成年者取消権
 - ア 18歳及び19歳の者によるAV出演契約への未成年者取消権行使の可否
 - イ 18歳及び19歳の者のAV出演契約に関して未成年者取消権に相当する権利の行使を可能とすることについて法務省内で検討するよう法務大臣が指示を出す必要性

米山隆一君（立民）

刑法等の一部を改正する法律案

- ア 侮辱罪の厳罰化の立法事実がインターネット上の誹謗中傷への対処であることの確認
- イ インターネット上の人権侵犯事件の新規救済開始件数から名誉毀損の件数を引いた残りの事案の内容
- ウ 人権侵犯事件の申立てが年間1,600件もあるにもかかわらず侮辱罪として処罰されている者が年間30名程度しかいない理由
- エ インターネットに関わる侮辱で処罰された人の数、それぞれの法定刑の内容及び処罰された侮辱の実例
- オ 侮辱罪の処罰範囲が変わらないことの確認
- カ 侮辱罪の処罰範囲が変わらないとした場合においてインターネット上の誹謗中傷対策と言えると考えられる理由
- キ 侮辱罪の構成要件は変えずに法定刑を引き上げるだけで被害者が救われると考える理由
- ク 法定刑の引上げにより捜査当局の可罰的違法性についての評価が変わり処罰される範囲が広がるとの理解に対する法務大臣の見解
- ケ 法定刑の引上げによる侮辱行為についての可罰的違法性の評価の変更の有無
- コ インターネット上の誹謗中傷対策としての有効性の有無
- サ 改正の意図は自由な言論を萎縮させることであるか否かの確認

市村浩一郎君（維新）

- (1) 2019年宇都宮市、2022年仙台市及び2021年福岡市でそれぞれ発覚した日本語学校における留学生への人権侵害が疑われる事案

- ア 当該事案において行われた進路を妨害する行為、高額な賠償金について誓約させる行為及び暴力等が出入国在留管理庁が定める日本語教育機関の告示基準第2条第1項第8号に規定する抹消の基準である人権侵害行為を行っていたときに該当するか否かについての法務大臣の見解
- イ 2019年の宇都宮市の事案において、留学生が東京出入国在留管理局宇都宮出張所に助けを求めたにもかかわらず、当局は当該日本語学校へ指導しなかったことが適切であったか否かについての法務大臣の見解
- (2) 留学生に関する事務の所管官庁
 - ア 文部科学省ではなく、出入国在留管理庁である理由
 - イ 留学生の立場に立って指導を行う機関が出入国在留管理庁であることが適切であるか否かについての法務大臣の見解
 - ウ 留学生を事実上は低賃金労働者として受け入れる者がいる現状において、留学生に対する暴力行為及び人権侵害行為に対して出入国在留管理庁が解決できないのであれば所管省庁を変えるべきとの考えに対する法務大臣の見解
- (3) 留学生等が人権侵害等を相談する窓口とされる外国人相談センター（F R E S C）の対応が多言語化等を含め十分なものとなるよう、他省庁と共管して対応する必要性についての法務大臣の見解
- (4) 在籍する日本語学校の許可がなくても、留学生が出入国在留管理庁の判断により自由に転校することを認めるべきとの指摘に対する法務大臣の見解

阿部弘樹君（維新）

- (1) 知的障害を有する受刑者
 - ア 知的障害を有する者の累犯率
 - イ 知的障害を有する受刑者等を対象とする長崎刑務所におけるモデル事業の内容
 - ウ 長崎県地域生活定着支援センターにおける出所した障害者等への支援の内容
- (2) 受刑者の高齢化
 - ア 認知症高齢受刑者に対する処遇の現状
 - イ 刑事施設における認知症診断の方法
 - ウ 高齢受刑者の増加を踏まえ、寝たきりの受刑者を福祉施設あるいは精神病院において処遇することについて、今後の検討の有無
- (3) 大阪クリニック放火事件
 - ア 事件についての法務大臣の所感
 - イ ガソリン販売についての規制の取組状況
 - ウ 上記イを踏まえた警察における取組の現状
- (4) 精神障害者の医療の基盤となる精神保健福祉法についての今後の取組

鈴木義弘君（国民）

- (1) 老朽化したマンションの解体費用の負担の在り方
 - ア 鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造の建築物の耐用年数
 - イ 1951年に大蔵省の主税局がSRC造の居住用マンションの物理的効用持続年数を120年とし、外装仕上げをした場合には150年としたことについての確認
 - ウ 廃墟同然となった建物や土地の固定資産税の徴収状況
 - エ 廃墟同然の居住用マンションに対して空き家対策特別措置法に基づく除却命令を行った件数と除却に至った件数
 - オ 老朽化したマンションの解体費用に関して公費負担とならないように建物の区分所有等に関する法律の見直しを行うことについての法務大臣の意気込み

- (2) 時代のニーズを踏まえて民法上の契約の在り方を見直していくべきとの意見に対する法務大臣の見解
- (3) 契約上のトラブルを未然に防止するために民法上の契約の成立について口頭ではなく書面によることを原則にすべきとの意見に対する法務大臣の見解

鈴木庸介君（立民）

- (1) 国内における外国人によるスパイ活動
 - ア 外国人によるスパイ活動やテロの脅威に対する政府の対応
 - イ 我が国の情報コミュニティの各省庁におけるスパイ対応業務のすみ分け
 - ウ 公安調査庁における外国からの脅威に対応するための予算額
- (2) 駐日ロシア通商代表部についての政府の認識
- (3) 公安調査庁による情報収集活動
 - ア 公安調査庁ホームページの国際テロリズム要覧2021に記載されていたネオナチ組織がアゾフ大隊を結成したとの記述を削除した経緯
 - イ 公安調査庁が作成する書類や冊子等における出典等についての責任の所在
- (4) ウクライナ避難民
 - ア ウクライナ避難民に対する政府の支援体制
 - イ ロヒンギヤ、シリア避難民及びアフガニスタン避難民とウクライナ避難民との間で我が国の対応が異なる理由
 - ウ ロヒンギヤに対しても就労可能な特定活動の在留資格への変更が認められることの確認
 - エ シリアやミャンマーからの避難民に対してもウクライナからの避難民並みに特定活動の在留資格への変更が認められることの確認

山田勝彦君（立民）

- (1) 内部被曝による健康被害の可能性を認めた「黒い雨訴訟」の広島高裁判決を踏まえて長崎の原爆被爆者の認定を行うべきであるとの考えに対する法務大臣の見解
- (2) 平成28年に発出された法務省入国管理局の「安全・安心な社会の実現のための取組について（通知）」
 - ア 外国人に対して「排除」という文言を用いた同通知の今後の取扱いについての法務大臣の見解
 - イ 同通知に記載されている外国人排除のための「様々な工夫や新たな手法」の具体的内容
- (3) 大村入国管理センターの被収容者であったネパール人男性が大腿骨頭壊死により寝たきりの状態となっている事案
 - ア 同センターにおける被収容者に対する根治治療を行わないとする方針の存否についての確認
 - イ 同センターの医師が外部の医師宛てに発出した紹介状において同センターでは根治治療は行わない旨が記載されていることと、根治治療は行わないとの規定は入管関係法令には存在しないとする法務大臣答弁との整合性
 - ウ 同男性が希望しているにもかかわらず手術が行われない理由
 - エ 入管収容施設の医師の治療に不満がある場合において被収容者がセカンドオピニオンを受ける権利の有無
 - オ 同男性が手術を受けられるよう在留特別許可を出す必要性
 - カ 同男性からの在留特別許可の要望に対する法務大臣の見解
- (4) 仮放免
 - ア 仮放免中の者に対する国民健康保険の適用の有無
 - イ 医療を必要としている仮放免中の者に対し特定活動の在留資格を与える必要性
 - ウ 仮放免中の者の就労が認められていない理由

- エ 新型コロナウイルス感染症対策で仮放免された者であっても就労ができず国民健康保険の適用もないことの確認
- オ 仮放免中の者に対して入管への出頭の義務付けや行動範囲の制限を行う目的
- カ 仮放免中の者の就労を認めるべきとの考えに対する法務大臣の見解

階猛君（立民）

- (1) 特定技能制度及び外国人技能実習制度の見直しをめぐる法務大臣の問題意識
- (2) 昨年審議未了となった出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案
 - ア 同法案の再提出時期及び同法案の内容を変える場合において考慮すべき要素
 - イ 入管収容施設における人権侵害の再発を防止するための仕組みを構築することが同法案の再提出に当たり考慮すべき要素であるとの考えに対する法務大臣の見解
 - ウ 3回目以降の難民認定申請であっても難民認定を行うべき理由に係る資料を提出した場合には送還停止効を認めるよう同法案の見直しを行う必要性
 - エ 入管収容施設への収容を判断する際には事前の司法審査を経ることとするよう同法案の見直しを行う必要性についての法務大臣の見解
- (3) 国が請求認諾した近畿財務局元職員遺族への損害賠償
 - ア 損害賠償額の妥当性について財務省と協議するための文書を財務省が作成していないことの確認
 - イ 損害賠償額の妥当性についての財務省と法務省の協議の態様
 - ウ 損害賠償額の妥当性について法務省と協議した際に財務省が第四準備書面以外の文書を作成したか否かの確認
 - エ 財務省が省内で損害賠償額の妥当性を検討した過程の文書が存在しない理由
 - オ 損害賠償額が一般的な相場に照らして高額過ぎるのではないかとの疑問に対する反論となる資料が第四準備書面しかないことの確認
 - カ 法務省が財務省に対して損害賠償額の妥当性についての根拠を示すよう求めた事実の有無
 - キ 法務省が財務省から相談を受けた際に損害賠償額の妥当性を説明する文書を示された否かの確認
 - ク 上記キの文書を開示する必要性
 - ケ 財務省が文書管理に係る法令を順守していないのではないかとの考えに対する同省の見解
 - コ 損害賠償額の妥当性について検討した第四準備書面以外の文書の有無

本村伸子君（共産）

- (1) 同性婚
 - ア 子供を持つ予定がない婚姻であっても婚姻制度の保護の対象となることについての法務大臣の見解
 - イ 同性婚に関する裁判で国側が同性婚は社会的承認が存在しているとは言い難いと主張していることについての法務大臣の見解
- (2) 18歳及び19歳の者の未成年取消権の消滅とAV出演契約
 - ア 未成年取消権が行使できなくなることを踏まえ、同様の効果を持つ制度を創設することについての法務大臣の見解
 - イ AV出演契約の特殊性を踏まえた同意の在り方についての法務大臣の見解
 - ウ AV出演契約における違約金等に関する定めを制限する必要性についての法務大臣の見解
- (3) 風営法の届出を行わずにAVの配信を行っている事業者等の取締りについての警察庁の見解
- (4) AV出演強要等の被害に遭わないための教育を中学校から行うこと及びルッキズム等をなくするための人権教育の必要性について文部科学大臣政務官の見解

(5) 昨年3月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案

ア 入国者収容所等視察委員会に宛てた当該女性の手紙を出入国在留管理庁が入手した上で調査報告書を作成したことの確認

イ 当該手紙を国会に提出することについての法務大臣の見解

ウ 名古屋出入国在留管理局が所有する全てのビデオ映像の公開と出入国在留管理庁から独立した第三者検証委員会を設置して検証をやり直す必要性についての法務大臣の見解

2 刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出第58号）

刑法等の一部を改正する法律案（米山隆一君外2名提出、衆法第31号）

- ・古川法務大臣及び提出者鎌田さゆり君（立民）からそれぞれ趣旨の説明を聴取しました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。